

令和5年度

定期監査等結果報告書

智頭町監査委員

目 次

	ページ
第1. 準拠した基準	1
第2. 監査の種類	1
第3. 監査の実施期間及び対象課等	1
第4. 監査の着眼点	1
第5. 監査の主な実施内容	2
第6. 留意事項	2
第7. 監査の結果等	2
監査の結果	
I 指摘事項及び意見	3~6
【共通指摘事項】	
(1)定期監査と連動した内部統制機能の強化について	
(2)適正な財務事務の執行について	
(3)随意契約に関するガイドライン【第3版】について	
(4)特命随意契約(1者隨契)の理由の説明責任について	
(5)予定価格調書の作成について	
(6)入札保証金免除事務について	
(7)業務委託契約等における契約内容の履行確保の徹底について	
(8)建設改良等に充てた企業債に係る元金償還金に対する繰入金の会計処理について	
II フォローアップ監査(過年度の指摘事項についての措置の状況等)	6~16

1 監査結果フォローアップとは

2 フォローアップの対象となる指摘事項

3 フォローアップの結果

【注 記】

文中使用する次の法令名は、次のとおり省略して表記した。その他の法令及び規則などについては、法令年、法令番号、告示年、告示番号などを省略した。

「地方自治法(昭和22年法律第67号)」	→ 「自治法」
「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)」	→ 「自治令」
「地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)」	→ 「自治則」
「智頭町財務規則(昭和40年4月1日規則第1号)」	→ 「財務規則」
「智頭町補助金等交付規則(平成23年3月29日規則第4号)」	→ 「補助金等交付規則」

【関係条文】(地方自治法・地方公営企業法施行令・施行規則)

・**地方自治法第2条第14項(地方財政運営の基本原則)**

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。

・**地方自治法第2条第15項(地方財政運営の基本原則)**

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

・**地方自治法第2条第16項(地方財政運営の基本原則)**

地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。

・**地方自治法第199条第1項(財務監査)**

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

・**地方自治法第199条第2項(行政監査)**

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

・**地方自治法第199条第3項(財務・行政監査の視点)**

監査委員は、第1項又は前項の規定による監査をするに当たっては、当該普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理又は同項に規定する事務の執行が第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならぬ。

・**地方自治法第199条第4項(定期監査)**

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

・**地方自治法第199条第9項(監査結果の報告)**

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに關係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

・**地方自治法第199条第10項(監査の報告)**

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

・**地方自治法第199条第14項(措置状況の公表)**

監査委員からの結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、(中略)その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

・**地方公営企業法施行令第26条(繰延収益として整理する補助金等)**

減価償却を行なべき固定資産(固定資産のうち、土地、立木その他総務省で定めるもの以外のものをいう。)の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの(次項において「補助金等」という。)の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益として整理しなければならない。2(略)

・**地方公営企業法施行規則第7条(負債勘定の区分)第4項第1号**

次の各号に掲げる負債は、繰延収益に属するものとする。

1 地方公営企業施行令第26条第1項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの(補助金等)をもって償却資産を取得し又は改良した場合における当該補助金等

・**地方公営企業法施行規則第21条(長期前受金)**

第7条第4項第1号に規定する補助金等の額は、長期前受金勘定に整理するものとする。

2 長期前受金は、令第26条第2項に定める場合のほか、補助金等により取得し又は改良した償却資産の帳簿価額を第8条第3項第2号の規定により減額する場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該償却資産の減価償却の帳簿価額に対する同日の直前における当該償却資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。これらの場合において、当該償却した額に相当する額が、償却資産の減価償却又は除却に伴うものであるときは当該事業年度の営業外収益として、(略)。

3 企業債(償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。)の元金の償却に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合においては、当該繰入金の額について、前2項に規定する補助金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入額の額との差額が重要でないときは、この限りでない。 4 (略)

【内部統制を規定する自治法の抜粋】(平成29年6月9日交付。令和2年4月1日施行)

第150条 都道府県知事及び指定都市の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

(1) 財務に関する事務その他総務省令で定める事務

(2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事または指定都市の市長が認めるもの

2 市町村長(指定都市の市長を除く)は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事、指定都市の市長は、第1項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長は、毎会計年度少なくとも1回以上、総務省令で定めるところにより、第1項又は第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

8 都道府県知事等は、第6項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、(略)。

【地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月)の概要】

(導入の背景)

・その背景には、第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスの在り方に関する答申」(平成28年3月16日)の趣旨を踏まえ、人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められていることがある。

(導入の効果)

- ・ 内部統制制度の導入により、地方公共団体は、組織として、予めリスク(組織目的の達成を阻害する要因。以下同じ。)があることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を執行することが、より一層求められる。そうした組織的な取り組みが徹底されることによって、長にとっては、マネジメントが強化され、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することが可能となる。また、職員にとっても、業務の効率化や業務目的のより効果的な達成等によって、安心して働きやすい魅力的な職場環境が実現される。ひいては、信頼に足る行政サービスを住民が享受することにつながることになる。
- ・ 地方公共団体の内部統制が有効に機能するためには、長の意識が最も重要である。内部統制は、業務に取り組まれ、組織内のすべての者により遂行されるプロセスであることから、長を含む全職員が主体的に取り組むことが求められる。

地方公共団体における内部統制の基本的な枠組み

(地方公共団体における内部統制)

・ 内部統制とは、基本的に、①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)及び⑥ICT(情報通信技術)への対応の6つの基本的要素から構成される。

この定義を踏まえると、地方公共における内部統制とは、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することであると考えられる。

地方公共団体においては、既に団体ごとの特性に応じて様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が存在していると考えられるが、内部統制の基本的枠組みに基づき、既存の取り組みを整理し、必要に応じて改善又は是正を図ることで、地方公共団体の組織目的をより確実に達成することが可能となる。

(内部統制に関する留意点)

・ 内部統制は、内部統制の制度が導入されていない段階でも、一定の範囲で、各組織において存在している。内部統制制度は、現状の内部統制を可視化し、現状の業務のあり方を見直した上で、必要十分な統制を行うことを基本とするものであるという観点で取り組むことが重要である。そのためには、まず現在行われている業務を十分に把握し、業務にかかるリスクを分析することが重要である。常に、内部統制の整備運用に要するコストと得られる便益(リスクの減少度合い等)を踏まえた上で、重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うことを避けるべきである。

(内部統制の限界)

・ 内部統制は、その性質から、リスクの発現を完全にゼロにすることを可能とするものではないため、自ら限界がある。例えば、単純な判断の誤りや不注意、複数の担当者による共謀、当初想定していなかった組織内外の環境の変化、非定型的な事務処理、長による不当な内部統制の無視等により、内部統制が有効に機能しない場合があり得る。

令和5年度定期監査等の結果に関する報告

第1 準拠した基準

智頭町監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

(1)財務の執行に関する監査（根拠法令）

地方自治法第199条第1項に基づき、財務の執行に関する監査(財務監査)を実施した。

(2)事業の執行に関する監査(根拠法令)

地方自治法第199条第2項に基づき、事務事業の執行に関する監査(行政監査)を実施した。

第3 監査の実施期間及び対象課等

地方自治法第199条第4項に基づき、令和5年10月11日から12月21日までの間に、期日を定めて監査を実施した。

なお、監査の対象課及び実施日程、実施場所は、次のとおりである。

実 施 日	監 査 対 象 課 等		実施場所
10月11日(水)	税務住民課	住宅新築資金等貸付事業	委員会室
	農業集落排水事業	(公営企業会計)	
	公共下水道事業	(公営企業会計)	
10月12日(木)	農業委員会		委員会室
	地籍調査課		
	地域整備課		
10月16日(月)	山村再生課		委員会室
10月18日(水)	教育課①		委員会室
10月19日(木)	教育課②		委員会室
	議会事務局		
10月27日(金)	水道事業	(公営企業会計)	委員会室
	簡易水道事業	(公営企業会計)	
10月30日(月)	福祉課	国民健康保険事業 介護保険事業 介護保険サービス事業 後期高齢者医療	ほのぼの
10月31日(火)	病院事業	(公営企業会計)	ほのぼの
11月01日(水)	企画課		委員会室
11月06日(月)	総務課①		委員会室
12月21日(木)	総務課②		委員会室

・議会事務局 委員会室

智頭町保健医療福祉総合センター・ほのぼの会議室(福祉課・智頭病院)

第4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及び事務事業の執行について、法令に適合し適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、町の組織及び運営の合理化に努めているか、過去の定期監査等における監査結果報告に対して必要な措置は取られているかなどの観点から監査を実施した。

なお、財務監査及び行政監査は、毎会計年度期日を定めて実施する定期監査として実施した。(自治法第199条第4項及び智頭町監査基準第2条第2項)

第5 監査の主な実施内容

1 監査の範囲

(1)原則として、令和5年4月から令和5年8月における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他事務事業の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E(経済性、効率性、有効性)の観点(※)から監査を実施した。

なお、必要に応じて、令和4年度の事務事業の執行についても監査の範囲とした。

(2)内部統制機能強化の観点から、内部統制体制の整備状況について、監査を実施した。

(3)監査の継続性の観点から、監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。

※監査の観点

正確性 計数等が財務の状況を正確に表しているか。

(形式的な合規性)

・財務執行手続きが予算や法令規則に従い、適正に処理されているか。

(実質的な合規性)

・3E監査

経済性 無駄な経費をかけていないか。より少ない費用で実施できないか。

効率性 費用との対比で最大限成果を得ているか。同じ費用で、より大きな成果が得られないか。

有効性 所期の目的を達成しているか、また、効果を挙げているか。

2 監査の方法

監査にあたっては、(1)事前に提出された定期監査調書及び関係資料に基づき、書類等の照合等、事務局職員による予備監査を行った。(2)課長等以下関係職員から事務事業等の執行状況等について、監査資料に基づき説明を受け、監査委員による質疑応答を行った。

第6 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨を留意いただき、遺漏なきよう努められたい。

第7 監査の結果等

監査の結果(自治法第199条第9項)

前記第1から第6に掲げる事項のとおり監査した限りにおいて、次のとおり事務の一部に留意を要する事項が認められたため、必要な措置を講じ、適正な事務処理に改められたい。

なお、その他の事務については、総括的には関係法令等に従い概ね適正に執行されていたが、軽微な事務処理誤り等については、監査時に改善を求めた。

今回の監査でも、過年度の定期監査の指摘事項の改善状況から、今後も継続して改善措置が必要な事項を、全庁で広く見られたリスクとして、【共通指摘事項】としたので意見を付して述べる。

【監査の結果】

I 指摘事項及び意見

【共通指摘事項】

(1)定期監査と連動した内部統制機能の強化について

地方公共団体における内部統制制度は、自治法等の一部を改正する法律(平成29年6月9日公布)により、監査制度の充実強化(内部統制に依拠した監査)等と共に、一体的に導入されたところである(令和2年4月1日施行)。

自治法第150条第1項では、都道府県及び指定都市の長に対して、内部統制基本方針の策定及びその推進体制の整備を義務付けている。同条第2項では、第1項以外の市町村は努力義務であることが規定されており、それぞれの団体の状況に応じて発展的に取り組んでいくことが期待されている。

この法改正により、地方自治体に内部統制が導入され、事務執行上生じるリスクを可視化し、コントロールすることが求められている。

自治法の逐条解説では、「内部統制」とは、組織内において業務の処理の適正さを確保する上でのリスクを評価し、リスクに対応するための規範を設けるなど、自らコントロールする取組みをいい、これにより業務の適正な執行を確保する体制は、「内部統制体制」とされている。また、内部統制体制の「整備」は、内部統制の目的のために規定やマニュアル等を定めるなど、それを現場の業務に適用していくことを指し、組織内の全ての者がそのとおりに業務を行い、内部統制の目的を達成していくことが「運用」に当たると考えられており、そのポイントは、「業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセス」であり、組織に属する全ての者が通常業務の中で取り組むものであるとされている。

本町が行う内部統制体制の整備については、内部統制に関する方針を策定せずに、自主的なものとして内部統制に取り組むという方法で、財務に関する事務に限るなど、より段的に内部統制の取り組みを発展させていくことである。具体的には、財務事務執行リスクに限定した対応策として「既に存在する内部統制(規則・規定・マニュアル等のルールや体制)をベースに、既存の取組を検証し、現状を的確に表すように、改善又は是正を図ること」で可視化し、内部統制体制を整備する方法である。

財務事務は監査委員が行う財務に関する事務の執行の監査対象となっていることから、監査委員としても、令和元年度から定期監査の一環として、内部統制が機能しているかどうかについて、点検・評価し、その都度【共通指摘事項】として意見を付してきたところである。監査委員としては、指摘した事項についてはリスクとして、組織横断的に認識することが可能となるという観点から、定期監査等結果報告書において、全庁で広く見られたリスクとして【共通指摘事項】を示すこととしている。今年度の定期監査を通じてこの内部統制体制の整備状況を見ると、補助金交付規則の一部改正、随意契約に関するガイドラインの改定(財務規則第143条第1項各号の考え方、随意契約事務の流れ等)、新年度4月1日からの契約事務の手順等一部であるが過去の【共通指摘事項】の対応等内部統制機能の強化に向けた姿勢が窺える。

こうした取組みを粘り強く行うことはもとより、今後も組織がバランス機能の確立に向け、定期監査と連動した具体的な内部統制機能強化に取り組み、実効性のあるものとなるよう「財務規則の全面改訂」、「物品の管理に関するガイドライン」等優先順位をつけて、集中的に取り組まれたい。

〈参考〉

【内部統制機能】とは、違法行為、不正、ミスなどの発生を防ぐため、法令や所定の基準、手続等に基づいて、業務が健全かつ効率的に運営されるよう組織自らが自律的に管理統制を行う機能のこと。

(2)適正な財務事務の執行について

業務が細分化、専門化され、主担当者でなければ理解しにくい業務が増加する中、財務に関する様々なルールを適切に運用する必要がある。財務に係る適正な処理については、これまで監査で指摘しているとおり、初步的なミスや規則の確認不足による誤った処理が散見され、財務処理に係る知識や危機意識の低下が見受けられる。

現在、財務事務主管課においては、財務規則及びマニュアル等の改正など事務の効率化、適正化に向

け、隨時取り組まれているところであるが、さらなる財務事務の適正化を図るため、実務的な研修会の実施により、財務規則をはじめとする法令遵守の徹底と財務処理に関する知識の平準化を図られたい。

研修の実施は、内部統制において職員の知識や能力の向上を図ることを支援するものとして、重要な取組と考える。

(3) 隨意契約に関するガイドライン【第3版】について

自治法第234条(契約の締結)第1項では、地方公共団体における契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるとされているが、不特定多数の参加者を募る方法で、競争性、透明性、経済性等に優れている一般競争入札が原則とされている。同法第234条第2項では、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに、これによるとすると定められており、指名競争入札は自治令第167条で、随意契約は自治令第167条の2で、特定の条件のもとに認められるものである。随意契約による契約は、一般競争入札又は指名競争入札の方法によらないで町が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法で、単に相手方の選定方法について特例を定めた契約方法にすぎないものであって、その事務処理においては、契約事務の内部統制として適正な運用が求められる。随意契約は、自治令第167条の2第1項の1号から9号に列挙されている場合にのみ認められる契約方法であるという原点を踏まえて、安易に拡大解釈しないように特に注意する必要がある。

随意契約の根拠法令である自治令第167条の2の第1号から第9号と財務規則第143条第1項の第1号から第7号を比較してみると、自治令の第1号(少額随意契約)では、「予定価格が契約の種類に応じ一定額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき」とされており、財務規則第143条第1項第1号で契約の種類に応じた金額が定められている。自治令の第3号及び第4号(特定随意契約※)では、「それぞれの特定随意契約を普通公共団体の規則で定める手続(契約締結前の発注見通し等及び契約締結後の契約状況等の公表)により契約をするとき」とされている。しかし、平成16年に特定随意契約制度が導入されているものの、財務規則にはこれに該当する条項が規定されていない。

随意契約に関するガイドラインが、令和5年3月1日に【第3版】として、全面改訂されている。この中で、「本ガイドラインは、随意契約を締結する場合において、政令に規定する随意契約に係る標準的な解釈、指針等を府内で統一し、公正な契約事務が行えるよう定めるものとする。随意契約を締結する場合は、本ガイドラインを参考にしながら、法令根拠、随意契約とする理由、その相手方を選定した理由を明確にし、契約の適正執行に努めること。」としている。当該ガイドラインの改定は、過去の定期監査の指摘事項の対応等内部統制機能の強化に向けた取組みとして評価できる。

令和5年10月1日に、【第3版一部改訂】として記載事項の留意点が追加されている。この中で、①根拠法令の明確化として、「随意契約による場合は、財務規則第143条第1項第1号から第7号までのどの号に該当するか明らかにすること」としている。しかし、自治令では、随意契約によることができる場合として、地方公共団体の規則で定めるものは、1号の少額随意契約と3号及び4号の特定随意契約の3件に限定している。現行の財務規則第143条第1項の各号を見直した上で、当該ガイドラインの根拠法令を財務規則の各号から自治令第167条の2の第1号から第9号に改訂し、根拠法令を明確化されたい。

※特定随意契約

特定随意契約とは、自治令第167条の2第3号及び4号に基づく随意契約を言う。具体的には、障害者支援施設や認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設やベンチャー企業等と物品の購入に関する契約を締結すること、また、障害者支援施設やシルバー人材センター、母子・父子福祉団体、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設等と役務の提供に関する契約を締結することである。地方公共団体の財務規則で、発注の見通し、事前の契約情報及び締結された契約情報の公表等の手続を定めることになっている。

(4) 特命随意契約(1者随契)の理由の説明責任について

随意契約には、特定の者1人から見積書を徴する「特命随意契約」と複数の者より見積書を徴する「競争見積方式による随意契約」がある。

財務規則第144条本文は、随意契約においては、原則として2人以上の者から見積書を徴すべきことを定め、同条ただし書は、「その必要がないと認めるときは、この限りでない。」と規定し、特命随意契約を行うことも

認めている。特命随意契約とする場合は、契約過程の透明性を高めるため、どのような検証を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したのか等の過程(理由)を個別具体的に明らかにし、町民一般に明確に説明する責任がある。

特命随意契約でありながら選定した具体的な理由を記載していない事案が多数見受けられた。改定された随意契約に関するガイドライン【第3版】では、記載例として、特命随意契約の場合は、「特命随意契約理由：智頭町財務規則第143条第1項第〇号及び第144条ただし書きの規定による。」とし、他者を排除しその1者を選定した理由については、「随意契約に関するガイドラインの6.財務規則第144条ただし書きの考え方についてを参考に、具体的に記載すること。」としている。ガイドラインの記載例を参考にして、誰が見ても客観的に判断できるよう、判断した理由及び経緯を具体的に記載するよう周知徹底されたい。

また、特命随意契約を行う場合は、安定的な業務の提供ができる委託先との継続性を優先した前例踏襲に陥らないよう、定期的に事業者の選定について見直しを図るとともに、競争入札等による業者選定ができないか検討するなど、説明責任が果たせる事務の執行に努められたい。

(5)予定価格調書の作成について

自治法第234条第3項では、「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。(後略)」と規定しており、予定価格は、相手方を選定する際の落札価格決定の基準となるものである。一方、随意契約における予定価格は、相手方が提出する見積価格が適当であるかを判断する基準となっている。

随意契約の予定価格については、財務規則第143条第2項で、財務規則第135条(一般競争入札:予定価格の設定)の規定を準用している。その但し書きで、予定価格が30万円を超えないものは、この限りでない旨を規定しており、予定価格が30万円を超えない場合は予定価格調書の作成を省略するとしており、予定価格調書はすべて作成する必要はないが、予定価格は、契約金額を決定し、適正な契約を行う基準となるもので、競争入札に付する場合と同様に、すべての契約において、事前に作成しなければならないこととなっている。

地方財務実務提要において、「通常施行令第1号に該当する場合は、それ以外の各号に規定する要件について判断する必要はなく、それ以外の各号に基づき随意契約を行う場合は、第1号の規定に基づき規則で定められた金額を超えるものについて判断する。」とされている。施行令第67条の2第1号(少額随意契約)を適用する判断基準は予定価格であることから、すべての随意契約について、予定価格の作成は必須事項となっている。また、随意契約金額の妥当性の判断は、予定価格との比較により行うこととなるため、どのようにして予定価格を設定したかを明確にし、適切な予定価格を定める必要がある。

財務規則第143条第2項の但し書きに掲げる予定価格調書の作成を省略できる事由(予定価格が30万円を超えないこと)以外は、予定価格調書の作成を省略することができないことになっている。しかし、主に委託契約(特命随意契約)において、予定価格調書の作成を要する事案で、その作成がなされていない状態で決裁が行われている事案が多数確認された。こうした事案については、契約締結前に予定価格調書を遗漏なく作成しなければならないことについて周知徹底されたい。

(6)入札保証金免除事務について

一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)においては、落札者が契約を締結しないことを防止し、併せて契約しない場合の損害賠償の一部に充てるため、自治法第234条(契約の締結)第4項では、「普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(中略)は、当該地方公共団体に帰属する。」として、自治体が入札に際して入札保証金を納付させることを認め、施行令第167条の7第1項では、「一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。(第167条の13(指名競争入札)を準用)」と規定している。

一般競争入札の入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、財務規則第131条の1号及び2号の規定(第142条(指名競争入札)を準用)で要件を定めており、いずれかの事由を明らかにした書類を作成しなけ

れば、免除することはできないこととなっている。しかし、入札保証金免除事務については全般的に、免除事由を明らかにした書類を作成することなく免除が行われている。

入札保証金は原則として入札参加者に納付させるべきものであり、その免除は財務規則に定める事由に該当する場合に認められる例外的な扱いであることから、入札通知に係る起案書にその具体的な事由を記載して決裁手続を経るよう適正な事務処理に改められたい。

(7) 業務委託契約等における契約内容の履行確保の徹底について

自治法第234条の2第1項(契約履行の確保)では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又はその他の契約を締結した場合において、職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、〈中略〉必要な監督又は検査をしなければならない旨規定されている。そして、施行令第167条の15第2項(検査の方法)では、自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない旨規定されている。

契約事務に係る履行確保においては、仕様書等で規定した業務内容が適正に実施されているかを、実績報告書、成果物等の証拠書類と照合を行うことにより、適正かつ的確に履行確保することが求められている。適正な履行がなされて初めて業務が完了することとなり、検査は、履行された内容が契約内容に適合しているかを確認し、支払を行うための内部統制行為として重要な意味を持つものである。検査に当たっては、その重要性を十分認識したうえで、検査事務が形骸化することがないよう、各契約において、履行された内容と契約内容の契合については、報告書等、何を基に確認したかを説明し、支払いのための厳正な検査事務に努められたい。

(8) 建設改良等に充てた企業債に係る元金償還金に対する繰入金の会計処理について

建設改良に充てた企業債に係る元金償還金の一般会計からの繰入金の会計処理は、自治則第21条第3項では、「企業債(償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る)の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合においては、当該繰入金の額について、前2項に規定する補助金等の例により整理するものとする。」と規定されており、自治令第26条第2項では、「減価償却を行うべき固定資産の取得又は改良に充てるための補助金等の交付を受けた場合においては、その交付を受けた金額に相当する額を、繰延収益として整理しなければならない。」と規定されている。要するに、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金の会計は、長期前受金として負債計上し、減価償却見合い分を繰延収益により順次収益化するものとされている。(総務省Q&A:建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対しての一般会計等からの繰入金については、資金を受け入れる時点は異なるものの、その趣旨は固定資産の取得又は改良に充てるための国又は他の会計から交付される補助金等に準じて考えられる。)

従来の会計の予算措置は(4条予算)(款)資本的収入(項)出資金とし、経理は(貸方)資本金-繰入資本金とし処理ていたが、今後は、予算措置は(4条予算)(款)資本的収入(項)繰入金とし、経理は(貸方)繰延収益-長期前受金とする処理に改められたい。

II フォローアップ監査(過年度の指摘事項についての措置の状況等)

1 監査結果フォローアップとは

自治法第199条第14項の規定により、町長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することとなっている。

フォローアップ監査は、町長等から通知のあった措置状況について、内部統制の観点から再度検証を行い、改善が認められない事項については再度指摘をし、牽制機能を発揮することで監査の実効性を高めることを目的に実施するものである。

2 フォローアップの対象となる指摘事項

過去の定期監査における35件の指摘事項

3 フォローアップの結果

前回までの定期監査の指摘事項35件を確認したところ、その結果は次のとおりであった。ただし、過去の定期監査の指摘事項で改善を確認にできたものは除いている。

状況	件数
(1) 指摘事項に対する措置状況が既に通知されているもの	32件
ア 改善が認められないため再度指摘したもの	(26件)
イ 措置状況が確認できたもの	(6件)
(2) 指摘事項に対する措置状況が未だに通知されていないもの	3件

4 措置状況

(1) 指摘事項に対する措置状況が既に通知されているもの(32件)

ア 改善が認められないため再度指摘したものは26件(①～㉖)

①会計検査の実施状況について(総務課)【令和元年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【改善】	財務規則第221条(町長の会計検査)、第222条(検査の結果報告)で、町長の会計検査の実施、会計検査員の町長への報告(検査後7日以内)をそれぞれ規定している。本監査では、会計検査が実施されていないことが判明した。規定に沿った適正な事務処理を行わみたい。
措置状況	会計検査方法については現在検討中(主要事業をピックアップし、会計検査院の検査方法を参考に実施する予定)。
検証結果	会計検査の実施については、検討中であることから、再度、指摘することとした。 検査を実施にするに当たっては、検査内容について、歳入、予算執行、契約、物品管理等具体的に検討されたい。

②物品の管理状況について(総務課)【令和元年度・令和3年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【改善】	財務規則第193条で、物品の照合及び報告をそれぞれ規定している。しかしながら、本監査では、物品について、関係帳簿と現物の照合及び報告等の事務処理が適正に行われていない事例が見受けられた。適正な物品管理に対する意識が十分浸透していないものと思われる。正確な財務書類の作成及び財産情報の公開にも必要となる備品を中心とした物品の管理体制の適正化を図ることが必要不可欠である。 財務書類に資産計上する重要物品については、財務規則で、「重要物品の定義」を規定する必要がある。そのうえで、重要物品を保管する所管課においては、改めて、重要物品について総点検するなど、確実な現状把握に努められたい。 併せて、物品の管理及び運用に関する管理体制を適切に整備するためにも、物品照合等を含めた取得、出納、保管及び処分に関する取扱手續を定めた【物品会計規則】等を作成するなど、事務手続きの適正化を図られたい。
措置状況	物品管理についてのガイドラインの作成及び各課への周知を今後実施予定。
検証結果	「物品の管理についてのガイドライン」の作成及び各課への周知について今後実施予定であること、財務規則上の重要物品の定義及び重要物品の総点検について未実施であることから再度指摘することとした。 マニュアルと併せて、「物品会計規則」等の作成についても検討されたい。

③～⑦財務規則の見直しについて(総務課)【令和元年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	財務規則の全般の見直しを行わみたい。併せて、事務処理に関するマニュアル等の作成についても検討されたい。 見直しが必要と思われる条項(改善済みの条項は削除している。) ③(サ)第151条(公有財差の所管)総務課長は、公有財産に関する管理の事務を総括
-----------------	---

	<p>をする旨規定する必要がある。また、公有財産の損害保険に関する事務についても規定する必要がある。</p> <p>④(シ)第170条(財産台帳)及び⑤(ス)第171条(財産の記録管理)所管課長は、財産の種類及び区分により財産台帳を調整し、常にその状況を明らかにしておかなければならない旨規定する必要がある。</p> <p>⑥(セ)第182条(使用中の物品の保管責任)及び第193条(物品の照合及び報告)物品の管理体制について、自治法第170条第2項第4号では、「物品の出納及び保管(使用中の物品を除く)」という会計事務については、会計管理者の職務権限であるとされている。財務規則では、<u>使用中の物品の保管事務</u>について具体的に規定していないため、所管課に属する物品の状況把握する保管事務は、物品管理者等を所管課に設置し、物品管理者(担当課長)が行う旨規定し、責任の所在を明確にする必要がある。</p> <p>⑦(タ)第223条(備えるべき帳簿)現在使用していない帳簿も多数あり、電子台帳として管理している場合もあることから、全面的な点検を行われたい。</p>
措置状況	財務規則(サ)第151条、(シ)170条、(ス)171条、(セ)182条及び193条、(タ)223条に関しては、物品の管理と合わせ、管理方法等に関するガイドラインを作成予定。
検証結果	<p>以下の条項については、下記の理由のため、再度指摘することとした。</p> <p>③財務規則第151条(サ)、④財務規則第170条(シ)、⑤第171条(ス)、⑥第182条(セ)、⑦第223条(タ)については、「物品の管理と合わせ、管理方法や取扱に関するガイドライン」を作成予定であることから、再度指摘することとした。</p>

⑧補助金等交付規則の見直しについて(総務課)【令和元年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	限られた財源の中で、今後予想される新たな行政需要に的確に対応していくためには、廃止・縮小すべきもの、新たに補助するものなど、見直しを行い、限られた財源を効果的に配分する予算につなげていく必要がある。このため、今後、町が支出する補助金等について、公平性や公益性を確保しながら、より透明性のある運用をするため、「 <u>補助金等の交付に関する指針</u> 」の作成が必要と思われる。 なお、負担金は補助金等交付規則の定義に含まれていないが、「同指針」では、負担金についても、交付基準(交付の厳格化、負担の精査、少額負担金の廃止等)を明示し、補助金等交付の事務事業評価とも併せて検討を行われたい。
措置状況	補助金及び負担金の交付に関するガイドラインについては未着手。特に負担金の適性については標準化が困難であり、町として見直しの目線を規定しなければならないと考えている。
検証結果	補助金等交付規則に補助金等の額の確定条項については規定されているが、「 <u>補助金等の交付に関する指針(交付基準)</u> 」の作成については未着手。そのため、再度指摘することとした。特に事務事業評価について検討されたい。

⑨・⑩事務決裁規程の見直しについて(総務課)【令和元年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	⑨(ア)支出負担行為と契約等の執行伺の決裁(専決)区分について 現行の事務決裁規程及び通達文書では、決裁事項に対する(専決)区分が不明瞭であること及び決裁事項の項目が不十分であることから、適正な事務処理がなされていないと思われる。決裁事項に対する決裁(専決)区分の関係を一覧表にして明瞭化することが必要であると思われる。この場合、決裁事項として、歳入に関する事務については、補助金等交付申請及び実績報告書について規定する必要がある。歳出に関する事務については、支出負担行為の決裁事項として、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金等の項目
-----------------	---

に、契約等の執行時の決裁事項として、工事請負、物品購入、委託契約、補助金及び交付金等の項目にそれぞれ細分化し、細分化された決裁事項に対する決裁(専決)区分を規定する必要がある。また、契約変更についても、金額の変更に伴う支出負担行為の更正の場合、増額変更については、当該支出負担行為の金額に変更金額を加算した金額の区分によること、減額変更の場合は、当初の支出負担行為の区分によること、上記以外の場合(履行期限のみの変更)は、当該支出負担行為の区分によることをそれぞれ具体的に規定する必要がある。

⑩(イ)第5条(代決)、別表第2(第4条関係)

会計管理者が不在時の代決について規定していない。別表第2(第4条関係)では、会計管理者の専決事項が規定していないことから見直しが必要と思われる。

措置状況	現時点で見直しができていない。ただし、合議(ウ)については、事務決裁規定(令和3年4月1日改正)第8条で規定されていることを確認済み。
検証結果	⑨(ア)決裁区分の一覧表及び⑩(イ)会計管理者不在時の代決、会計管理者の専決事項については、現時点で見直しができていないため、再度指摘することとした。

⑪財務規則第143条第1項第1号について(総務課)【令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【改善】	施行令第167条の2第1項では、自治法234条第2項の規定により随意契約によることができる場合とし、第1号から第9号まで列挙されている。このうち第1号(少額随意契約)では、契約の種類に応じ定める額の範囲内において普通公共団体の規則で定める額を超えないものをするときと規定されている。しかし、財務規則第143条第1項では、法令根拠が明示されないまま、随意契約によることができる場合として、第1号から第7号を規定している。 第1号については、「施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約によることができる場合の規則で定める額」として、法令根拠を明示する必要がある。 財務規則には、第2号から第7号の記載は省略し、法令根拠を明示したうえで、第1号の少額随意契約に限定すべきと思われる。ただし、第1号から第9号の適用については、随意契約ガイドライン等において、各号の説明、具体的な事例、注意事項等を解説し、周知徹底する必要がある。
措置状況	根拠法令記載について、内容を検討中。記載に向け、手続きを進めていく予定。 現時点で改善ができないため、再度指摘することとした。
検証結果	第143条第1号については、「随意契約にできる額の範囲」に限定し、法令根拠(施行令第167条の2第1項第1号)を明示する必要がある。(少額随意契約) 随意契約ガイドライン(第3版)で(令和5年3月1日改訂)で、財務規則第143条第1項(随意契約によることができる場合等)各号に係る標準的な解釈、指針等の内容を確認。

⑫財務規則第143条の2(新設)について(総務課)【令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【改善】	財務規則には、施行令167条の2第1項第3号(シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等)及び第4号(新規事業者から物品を買い入れる契約)を適用する随意契約(特定随意契約)を規定していないことが判明した。 特定随意契約については、「普通公共団体の規則で定める手続きにより随意契約できる」ことが規定されていることから、財務規則第143条の2(随意契約によることができる場合の公表の手続)として、条項を制定する必要がある。内容については、施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により規則で定める手続きは以下の通りとして、具体的に、契約締結前(発注見通し)及び契約結後(契約状況)の公表の手続きを定める必要がある。法令等に沿った適正な事務処理を執行されたい。なお、特定随意契約制度は平成16年に導入されている。
-----------------	--

措置状況	施行令167条の2第1項第3号を適用する随意契約が可能となるよう、改正に向け検討する。
検証結果	シルバー人材センターとの業務委託契約は、既に締結されている。契約締結の方法等については、財務規則に規定する必要がある。法令等に沿った適正な事務処理を行われたい。現時点で改善ができていないため、再度指摘することとした。

⑬随意契約の相手方の資格について(総務課)【令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外方式であることに鑑み、入札参加有資格名簿に登録されている者と契約することが原則である。 財務規則の条項で、(随意契約の相手方の資格)として、随意契約は、「契約の相手方は、施行令第167条の5(一般競争入札)及び施行令第167条の11第2項(指名競争入札)に基づいて定められた資格を有する者(入札参加神格者名簿に登録)のうちから定めなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めた場合に限り、有資格者以外の者から選定することができる。」と制定することについて、又は随意契約ガイドラインの留意事項として、随意契約の相手方の資格を説明することについて検討されたい。
措置状況	随意契約の資格について、競争入札参加資格を必須条件とすることは、町内の事業者の状況を鑑みると難しい。ガイドラインで随意契約の相手方の資格について説明することについては、検討する。 また、智頭町小規模契約希望登録制度については、庁舎内での工事進行管理委員会で提案し、検討する。
検証結果	現時点で改善ができていないため、再度指摘することとした。

⑭財務規則第135条について(総務課)【令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	財務規則第135条では、「町長は、一般競争入札に付する事項の価格を<省略>予定し、その予定価格を封書にし、<省略>」と規定している。この規定を(予定価格調書の作成)として、「<省略>その予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、<省略>」との規定の見直しについて検討されたい。
措置状況	改正する方向で検討する。
検証結果	財務規則には、「予定価格調書」の言葉が一切使用されていない。予定価格と予定価格調書(予定価格を記載した書面)を区別して使用する必要がある。 検討に当たっては、以下を参照されたい。財務規則第135条を「予定価格の決定」として、「一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に対する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、価格の総額について予定価格を定めることができないものにあっては、単価について予定価格を定めることができる。2 前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。」次に、「最低制限価格の決定」を規定し、次に、「予定価格調書の作成」として、「予定価格及び最低制限価格が決定したときは、予定価格調書を作成し、封筒に入れ封印し、保管しなければならない」。

⑮財務規則第136条の2について(総務課)【令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	施行令第167条の10(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)第2項では、最低制限価格について規定されている。「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約
-----------------	---

を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲以内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

財務規則の第136条(予定価格の決定方法)の2として、「最低制限価格の決定」に関する規定を制定することについて検討されたい。

措置状況	最低制限価格を規定することについて検討する。
検証結果	現時点では改善ができないため、再度指摘することとした。 最低制限価格の条文の検討に当たっては、「前条(予定価格の決定)の規定は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を定めるときに準用する」を参考されたい。

⑯財務規則第143条の3について(総務課)【令和元年度・令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	財務規則第143条第2項では、「前項により随意契約によろうとするときは、あらかじめ第135条の規定に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円を超えないものは、この限りでない。」としている。 この規定を削除し、第143条の3(予定価格調書の作成)として、「町長は、随意契約により契約を締結しようとするときは、第135条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格調書の作成は、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。(1) 予定価格が30万円を超えないもの。(2) 町長が特にその必要がないと認めるとき。」との規定について検討されたい。
措置状況	改正の方向で検討する。
検証結果	現時点では改善ができないため、再度指摘することとした。予定価格調書の作成の省略について明文化する必要がある。 ⑯の検証結果で、第135条を「予定価格の決定」とし、次に「最低制限価格の決定」とし、次に「予定価格調書の作成」を定めるすることについて検証したところである。 本条については、(随意契約の予定価格等)として、「予定価格の決定、最低制限価格の決定、予定価格調書の作成の規定(一般競争入札)は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がないと認めるときは予定価格調書の作成を省略することができる。」

⑰補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱いについて(総務課)【令和2年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	各補助金交付要綱において、補助対象事業から消費税を除いて交付するか、補助金の交付は消費税を含めて行い、補助事業完了後に仕入税額控除額が確定した場合は、その金額に係る補助金の返還を求める規定を設けることとしている。 本町が行う補助事業において、消費税の仕入控除税額がどのように補助金交付要綱等に規定されているか監査した結果、一部補助金交付要綱に当該規定が見られたものの、当該規定についての事務取扱いが徹底されていないことが判明した。適切な事務の執行の周知徹底について検討されたい。
措置状況	消費税仕入控除税額については、取扱について周知徹底し、補助金等交付規則に記載する検討を行う。
検証結果	現時点では改善ができないため、再度指摘することとした。 当該取扱事務規定は、一部の補助事業に該当するため、補助金等交付規則ではなく、各補助金等交付要綱において規定すべきものと思われる。特に補助金等交付の対象が課税事業者である場合に注意が必要である。

⑩随意契約の根拠法令の明確化について(総務課)【令和4年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【改善】	(省略) 平成30年度・令和2年度・令和3年度定期監査で指摘
措置状況	内容を精査した上で、令和4年度に規則見直しの際に検討を行う。
検証結果	令和5年3月1日に随意契約に関するガイドライン【第3版】が改訂されているが、施行令と財務規則の整合性が図られていないので再度指摘することとする。

⑪入札保証金免除について(総務課)【令和3年度・令和4年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【改善】	競争入札において、自治法第234条(契約の締結)第4項は、自治体が入札に際して入札保証金を納付させることを認め、自治令第167条の7(一般競争入札の入札保証金)は、入札保証金を納付させるときは、その金額又は金額を算定する率を定めることを規定し、財務規則第131条は、その金額を算定する率(入札金額の100分の5以上の保証金を納付させなければならない。)を定め、そのただし書において、それぞれ入札保証金の免除及び入札保証金に代わる担保の提供についても規定しており、適正な適用が求められる。 入札保証金の免除ができる場合として、財務規則同条第1項ただし書の各号で要件を定めており、いずれかの根拠を確認しないまま免除することはできないことから、免除事務では、免除要件を確認する必要がある。 免除事務が財務規則に適合し正確に行われるようにするためには、財務規則第129条(入札参加者の資格)について、施行令第167条の5第1項の規定による競争入札参加資格とする見直しを含めて、財務規則第131条第1項各号の免除要件の適用について見直しを検討されたい。
措置状況	内容を精査した上で、令和4年度に規則見直しの際に検討を行う。
検証結果	現時点で改善ができないため、再度指摘することとする。 財務規則第131条第1項第2号において、入札参加の保有資格について記載しているものの、財務規則第129条の一般競争入札の参加者の資格では、法令に基づいた資格が定められていないことから、免除事務が財務規則に適合し正確に行われるようになるためには、まず、本条について、「施行令第167条の5第1項の規定によりあらかじめ契約の種類及び金額に応じた資格を定める競争入札参加資格」を明確にし、見直しを行う必要がある。

⑫見積書の微取について(総務課)【令和3年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【検討】	財務規則第144条但し書き(省略) 令和元年度定期監査で指摘(財務規則第144条)
措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討する。
検証結果	現時点で改善ができないため、再度指摘することとする。

⑬契約金額の妥当性について(総務課)【令和3年度・令和4年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【検討】	今回の定期監査で、1者のみからの参考見積額をそのまま予定価格とし、当該1者からの見積書のみにより同額で契約を締結しているものが散見された。契約締結にあたり複数業者から見積書を微取しているものは、それらの比較により金額の妥当性は多少なりとも判断できるが、1者隨契の場合については、契約金額の妥当性について検証が十分なされているとはいはず、予定価格設定の本来の趣旨とは異なるものである。予定価格の妥当性を確保して適正価格による契約を締結する必要がある。また、前年度
-----------------	--

契約額及び予算額を予定価格としているものが見受けられた。1者随契であっても長期間同じ予定価格、契約金額となっていないか、時間の経過とともに当該業務を取り巻く環境は変わっていないかなど、その都度業務の実態を適切に把握し、安易な同一契約の繰返しや前例踏襲は見直す必要がある。

契約金額の妥当性の判断は、予定価格との比較により行うこととなるが、予定価格の決定については、できるだけ契約直前での積算作業によることが望ましいが、業者からの見積を参考にする場合は、安易に参考見積額をそのまま採用するのではなく、複数の業者からの見積書の内容を精査したり、他の地方自治体での実績や民間の実例価格など、可能な限りの情報を収集し、またあるいは、業務ごとの積算基準を定めるなどし、適切な予定価格を定めることにより、契約金額の妥当性の確保に努められたい。

措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討する。
検証結果	現時点で改善ができないため、再度指摘することとする。

②契約保証金免除について(総務課)【令和4年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【検討】	財務規則105条第2項第2号「資格の保有」、免除条項の追加(省略) 令和元年度・令和3年度定期監査で指摘
措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討する。
検証結果	現時点で改善ができないため、再度指摘することとする。

③物品関連の内部統制の整備状況について(総務課)【令和3年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【検討】	備品は、自治法第237条(財産)第1項及び第239条(物品)第1項で規定する「財産」(公有財産、物品、債権、基金の4つ)の中の「物品」の一つであり、その管理及び運用については、地方財政法第8条(財産の管理及び運用)において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されており、適切な管理と有効活用が求められるものである。その一方で、自治法第2条第14項において、「地方自治体は、その事務を処理するにあっては、〈省略〉最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならない。」とも規定されていることから、より効率的かつ効果的な備品の管理運用が必要である。 財務規則第173条(物品の分類)の見直し。
措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討する。
検証結果	現時点で改善ができないため、再度指摘することとする。

④備品の管理について(総務課)【令和3年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【検討】	現行の備品の管理方法は、全ての備品を備品台帳に登録することを基本としており、現在の備品台帳には、様々な備品が登録されていることもあり、必要以上の事務負担が生じている可能性も考えられ、登録や管理等を確認する仕組みが有効に機能しておらず、誤り等を発見することが困難になっていると考えられる。改めて組織全体の備品台帳に登録された物品の状況を確認し、財産調書や公会計における固定資産台帳等の資産状況も調査するなど、資産に関して作成するものが、適正な記録や管理できるよう体制整備を行い、その取組工程を明示して進めていく必要がある。 そのため、この際、備品台帳に登録して管理していく備品の基準を新たに設け、備品台帳登録件数を縮減することで事務負担を軽減し、備品台帳に基づき、より適切に管理すべき備品に係る事務の正確性の向上及び備品確認の作業の効率化を図ることも有効な手法であると思料する。 現行の備品台帳は、取得した備品を最終的な処分に至るまで管理する記録管理の
-----------------	---

ための台帳といえる。しかし、備品は財産で有り、適切な管理と有効活用が必要であることから、法の趣旨(最少の経費で最大の効果を挙げる)を達成するためには、備品台帳を「使用可能な備品を効率的に活用する」ための管理台帳としても利用できるようになることが求められる。

そのためには、備品の現物実査に基づく調査を実施し、現在の備品台帳に登録されたままになっている所在不明の備品や長期間使用していない備品等を適切に整理する取り組みが必要となる。

具体的には、備品の現状や耐用年数等を考慮して、今後の使用見込みなどを的確に判断し、所管換による未利用備品の有効活用を促進する仕組みの構築、使用不可能な備品の売却や廃棄等の最終的な処分決定を行うための処分方針や判断基準の策定、処分決定した備品の保管場所の確保等へ組織的・計画的に取り組むことが有効であると思料する。

備品台帳を固定資産台帳とは別に運用していくのであれば、備品台帳の位置づけを明確にするとともに、備品台帳の登録ルールや適切に維持・整備するためのルールも作成する必要があると思われる所以検討されたい。

備品管理は、「新公会計制度導入に伴う固定資産台帳の整備」にあたってのベースとなるものであり、備品台帳登録内容の整理が必要な状況にある。(中略)施設内に点在する備品の効率的かつ効果的な管理方法は必要な検討課題といえる。

現下の厳しい財政状況を踏まえ、備品は本町の貴重な財産であり、町民の共有財産であることから、備品管理の重要性を職員一人ひとりが今一度再認識するとともに、速やかに現状を的確に把握し、備品台帳等を整理するなど、常に見直し改善に心がけ、管理体制の充実強化と適正な管理運用に向け取り組まれることを望むものである。

措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討する。
検証結果	現時点では改善ができないため、再度指摘することとする。

㉕便切手等(物品)の使用及び保管の管理状況について(総務課)【令和3年度定期監査】

【再掲】

指摘事項の概要 【検討】	<p>郵便切手、郵便葉書、レターパック(以下「郵便切手類」という。)は、換金性が高く、不正使用や盗難等のリスクも高いことから、事務の適正な執行を確保し、そのリスクを低減する必要がある。財務規則第192条(物品の出納簿)第1項では、会計管理者は、物品の出納をしたときは、次の区分による帳簿に記載しなければならないとし、第6号に郵便切手等に係る帳簿(様式第135号郵便切手、郵便はがき、印紙受払簿)が規定されている。当該受払簿の確認印は、町長及び収入役となっており、各課が現在使用している受払簿の使用規定は確認できていない。</p> <p>今回の監査では、いくつかの課において、記載漏れ(残高不一致)、押印漏れ(管理者等の確認印)等の不適切な事例が見受けられた。受払簿の管理者を明確にし、記載方法、現物の確認方法(担当者以外が残高確認)、保管方法(保管場所の施錠の習慣化)などの明確なルールの策定について検討されたい。</p> <p>郵便切手等は現金と同等物であり、その使用や保管についての管理は、金額の多寡にかかわらず厳密に行われるべきである。重要性を十分認識し、適正な事務管理を徹底して行っていただきたい。</p>
措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討した上で各課へルールを周知する。
検証結果	現時点では改善ができないため、再度指摘することとする。

指摘事項の概要 【検討】	智頭町有自動車使用規則の第5条(自動車の使用手続き)第1項では、「自動車を使用しようとするときは、乗用車及び貨物自動車についてはその都度府用車使用りん議簿(様式第1号)<省略>に所要の事項を記載し、それぞれ所管の所属長を経て町長に提出しなければならない。」と規定している。しかし、同規則には様式第1号は掲載されていないことから、現在運用している自動車使用記録簿との確認ができていない。また、第3項では、「許可の決済は、県外及び宿泊を伴う使用は町長その他の利用については総務課長が行う。この場合、智頭町事務決裁規定を準用する。」と規定している。同規則と現状の運用との整合がとれていない。 また、同規則の第1条では、「この規則は、町有自動車の使用を行うに必要な事項を定め<省略>」と規定しており、第7条において、「自動車の管理は、別に定める。」と規定しているが自動車の管理規則については確認できていない。(中略) 智頭町自動車使用規則の全部改定(管理規則を含む)について検討されたい。
措置状況	令和4年度の財務規則等を見直す際に内容を精査し、検討する。
検証結果	現時点で改善ができないため、再度指摘することとする。

イ 措置状況が確認できたものは6件

(2)指摘事項に対する措置状況が未だに通知されていないもの

今回の監査対象課の所管する事務で、未だに措置状況が通知されていない指摘事項が3件あったことを確認した。以下のとおりである。

①(ウ)業務委託契約等における契約内容の履行確保について(総務課)

指摘事項の概要 【改善】	自治法第234条の2第1項では、普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又はその他の契約を締結した場合において、職員は、政令の定めどころにより、契約の適正な履行を確保するため(中略)必要な監督又は検査をしなければならない旨規定されている。 しかし、財務規則第119条(検査調書)では、「工事又は製造の請負若しくは物件の取得」で、その代金が10万円を超えるものについては、検査調書を作成しなければならないと定め、「その他についての請負契約(業務委託契約)」について規定しておらず、自治法第234条の2第1項の契約要件を充足していない。 業務実績の根拠となる資料を確認することで、適正な検査ができるものと思われるため、検査の適正化に向け、事業実施が確認できる写真や資料を添付し、仕様書に記載された内容の履行が確認できる検査調書を作成するなど、検査体制について全面的に見直す必要がある。検査調書は、完了検査を確実に実施したことを記録するものであるため、担当者は、完了検査に当たっては、法令等及び関係書類に基づき実施しなければならない。
措置状況	財務規則第119条の見直しについては通知無し。
検証結果	上記については措置状況が通知されていない。第119条については、見直しを検討されたい。その他の契約に係る検査調書については、別途規定され、改善されているが、検査調書の作成が形骸化している。検査の適正に向け、契約事務の手引き等で周知徹底されたい。そのため、再度指摘することとした。

②～③財務規則の見直しについて(総務課)【令和元年度定期監査】

再掲

指摘事項の概要 【検討】	見直しが必要と思われる条項を以下に列挙したので参考にし、財務規則全般の見直しを行われたい。(改善済みの条項は削除している。) ②(ア)第65条(支出負担行為の実施) ③(エ)第102条(契約書の作成)
措置状況	通知無し
検証結果	以下の条項については、下記の理由のため、再度指摘することとした。 ②財務規則(ア) 第65条(支出負担行為の実施)第1項において、支出負担行為に係る決定の際、「関係書類」を「支出負担行為決議書又は支出負担行為兼支出命令書」と具体的に規定することについて措置状況が通知されていない。 ③財務規則(エ) 第102条(契約書の作成)においては、「仮契約書の作成」(議会の承認に付すべき契約)の規定の新設について、措置状況が通知されていない。

